

健康経営優良法人とは？

経済産業省が主導で、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営[®]を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰しており、そこで顕彰された法人を指します。健康宣言を実施し、認定基準に定められた評価項目を条件以上満たして申請した企業の中から優れた企業が認定されます。

健康経営優良法人の認定を取得すると下記のようなメリットが期待できます

- ▶ 求人票への記載
- ▶ 自治体からのインセンティブ
- ▶ 融資時の金利優遇
- ▶ 公共工事・入札審査での評価

※金利の優遇率や自治体からのインセンティブ、評価項目は地域・企業によって異なります

健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）認定要件一覧

● すこやかプラス基本パッケージ ○ すこやかプラスオプション ー 対象外

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1	経営理念(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	● 必須	
2	組織体制		健康づくり担当者の設置	● 必須	
3 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	●	左記①～④のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	●	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	●	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定 ※	●	左記⑤～⑧のうち少なくとも1項目
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	●	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	●	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	●	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み	●	左記⑨～⑮のうち3項目以上
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	○	
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	●	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	●	
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	●	
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	●	
過重労働対策		⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	●		
メンタルヘルス対策		⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	●		
	受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	●	必須	
4	評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	● 必須	
5	法令遵守・リスクマネジメント		定期健診を実施していること(自主申告)	●	必須
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自主申告)	●	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)	●	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	ー	

※「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目とする。